

別表

区分	補助基準額	交付単位	対象経費	補助の説明	
1 運営経費補助					
(1) 運営基本補助					
基本補助					
支援の単位を構成する児童の数の数	1～19人	2,558,000円-(19-支援の単位を構成する児童の数)×29,000円	1支援の単位年額	人件費、報償費、旅費、需用費(飲食物費を除く)、役務費、委託料、使用料及び賃借料(「3 施設補助」を除く)備品購入費 ※その他千葉市と協議の上対象経費と認められたものを含む	支援の単位を構成する児童の数は、下記から算出して支援の単位ごとに合算し、年間平均児童数に端数が生じる場合は、切上げとする。 週1日利用希望者=1/5人 週2日利用希望者=2/5人 週3日利用希望者=3/5人 週4日利用希望者=4/5人 週5日利用希望者= 1人
	20～35人	4,734,000円-(36-支援の単位を構成する児童の数)×26,000円			
	36～45人	4,734,000円			
	46～70人	4,734,000円-(支援の単位を構成する児童の数-45)×69,000円			
	71人以上	2,917,000円			
開所日数加算補助		(年間開所日数計-250)×19,000円	1支援の単位年額		1日8時間以上開所する事業所で、開所日数が250日を超える日数について加算する。
長時間開所加算補助					
長期休暇等分補助		「1日8時間を超える時間」の年間平均時間×184,000円	1支援の単位年額	上記に同じ	長期休業日の開所時間が1日8時間を超え、8時間を超える時間数(年間平均)について補助する。なお、年間平均に端数が生じる場合は、小数点第3位以下を切り捨てる。
(2) 障害児加算補助					
障害児受入加算補助		2,009,000円	1支援の単位年額	加配に係る人件費	障害児受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための人件費について加算する。
医療的ケア児受入加算補助		4,061,000円	1支援の単位年額	加配に係る人件費	医療的ケア児受入れに必要な看護師等を配置するための人件費について加算する。
(3) 施設補助					
賃借料補助(H26以前開所)		上限 90,000円×開設月数	1支援の単位月額	建物賃借料	施設賃借料(施設管理に伴う負担金含む)として、建物の月額賃料と90,000円を比べて低い方の金額を補助する。
賃借料補助(H27以降開所)		上限 3,066,000円	1支援の単位年額		施設賃借料として、建物の年額賃料と3,066,000円を比べて低い方の金額を補助する。
2 開所経費補助					
開所準備・施設改修等経費補助		上限 4,100,000円	1支援の単位年額	需用費、使用料、賃借料、工事請負費及び備品購入費 ※その他千葉市と協議の上対象経費と認められたものを含む	新たに放課後児童健全育成事業を実施するために必要となる民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う場合並びに関所準備に必要な経費を補助する。
施設改修等経費補助		上限 3,500,000円			新たに放課後児童健全育成事業を実施するために必要となる民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う経費を補助する。
開所準備経費補助		上限 2,600,000円			新たに放課後児童健全育成事業を実施するために必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入を行う場合並びに関所準備に必要な経費を補助する。
設備整備修繕・備品購入経費補助		上限 2,000,000円			新たに放課後児童健全育成事業を実施するために必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入を行う経費を補助する。
3 新型コロナウイルス感染症防止対策補助					
新型コロナウイルス感染症対策施設改修等経費補助		上限 1,000,000円	1支援の単位年額	感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に要する経費(飲食物費を除く)	新型コロナウイルス感染症等対策のために必要となる施設の改修や設備整備(自動水栓の導入、照明スイッチのセンサー化など)について、経費を補助する。

【年度途中の開始又は廃止した場合の積算方法】

年度途中において放課後児童健全育成事業を開始又は廃止する場合の別表に定める補助基準額については、その額をそれぞれ12で除したものに、暦によって計算した事業実施月数を乗じて得た額とする。
ただし、事業実施月数に、ひと月に満たない端数がある月については、別表に定める補助基準額を12で除した額を、その月の日数で除し、かつ、その月における事業を実施した期間の日数を乗じて得た額とする。
補助基準額を算出した場合の補助金額については、要綱第3条第2項の規定を準用して算出する。

別表中の用語の定義

用語	定義
週	月～金曜日をいう。
障害児	療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童をいう。
専門的知識を有する放課後児童支援員等	経歴、資格等から障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有すると認められる者であり、障害児対応を行うための専門的知識や技術等に関する研修(事業実施者による主催によるもの可)を受講した者をいう。
医療的ケア児	児童福祉法第56条の6第2項に規定する「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」をいう。
開所準備に必要な経費	開所準備に必要な礼金・賃借料(開所前月分)をいう。